

## 中国の知的財産法

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

中華人民共和国の法制度は、香港、マカオ、台湾及びその他の地域ごとに異なる。本稿は、香港、マカオ及び台湾を除く中国本土（以下「中国」という）における法制度を対象とする。

中国の法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。英米法におけるような判例の先例拘束性は、中国では基本的に認められていない<sup>2</sup>。現在の中国におけるビジネスに関連する法制度<sup>3</sup>は、特に中国の WTO 加盟（2001年）以後は、日本や欧米の先進国のものに近い内容になってきてはいるが、国家の根本的なところには「社会主義」が横たわっており、法解釈や運用の面で「社会主義」が顔をのぞかせることがあるという点には、注意が必要である。

中国の法体系は、憲法、法律、行政法規、部門規章、地方性法規等により構成されている。憲法は最高法規性を有し、一切の法律、行政法規、地方性法規等は憲法に抵触してはならない。法律は、全国人民代表大会（全人代）又は全国人民代表大会常務委員会（全人代常務委員会）が制定する法規範である。法律の効力は、行政法規、部門規章、地方性法規等に優越する。行政法規は、国務院が憲法及び法律に基づいて制定する法規範である。行政法規の効力は、部門規章、地方性法規等に優越する。また、国務院の各部、委員会、それらの直属機構等がその所管する事項について制定する部門規章もある。省、自治区、直轄市及び比較的大きな市の人民代表大会及びその常務委員会は、地方性法規を制定することができる。この他、最高人民法院及び最高人民検察院が審判実務の要求に応じて審判委員会の制定する司法解釈も法的効力を有しており、実務上、重要な役割を演じている。

中国の法令や判決を調査するための情報源としては、政府機関や裁判所（中国語では「法院」）のウェブサイトがあり、また、「北大法宝」<sup>4</sup>というデータベースが実務上、よく利用されている。

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> 但し、最近では、最高人民法院及び最高人民検察院が「指導性案例」を公表することにより、「同様の事案の事件は同様に処理する」ように下級の法院及び検察院を指導するという形で、実質的に先例に従わせるようになっている。

<sup>3</sup> 中国ビジネス法務についての日本語による解説としては、遠藤誠ほか著『中国ビジネス法務の基本と実務がわかる本』（秀和システム、2019年）がある。

<https://www.shuwasystem.co.jp/book/9784798057361.html>

<sup>4</sup> <http://vip.chinalawinfo.com/>

なお、中国でも、日本で明治時代に作られた法律用語が多く使用されているが、当然ながら、異なる法律用語が用いられている場合も少なくない。しかし、日本語も中国語も、ほとんどの法律用語には漢字が用いられているため、日本の法律用語を知っている者にとって、中国の法律用語は理解しやすいといえる。中国の法制度や法律用語を理解しようとするときに英語訳に頼ることは「誤解のもと」であり、避けた方がよい。日本語訳が必要なときは、英語訳を介さずに、直接、中国語を日本語に翻訳すべきである。

## II 知的財産法全般

中国政府は、WTO加盟（2001年）のために、TRIPs協定との整合性をはかるべく、2000年頃に、知的財産権（中国語では「知識産権」）に関する法令を大幅に改正・整備してきた。このことから、中国において、基本的な知的財産法制度はほぼ整えられたといえる。その後も、中国は、実際の運用状況に鑑みて知的財産権に関する法令の改正等を行い、さらなる整備を行っている。

中国は、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、工業所有権の保護に関するパリ条約、特許協力条約（PCT）、微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約、WIPO設立条約、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）、標章の国際登録に関するマドリッド協定、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定、国際特許分類に関するストラスブール協定、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、万国著作権条約、実演家及びレコード製作者の権利に関する条約、植物新品種の保護に関する国際条約（UPOV条約）等である。

知的財産権に関連する中国の政府機関には、様々なものがある。国家知的財産権局（中国語では「国家知識産権局」）は、特許出願を受理・審査し、特許権を付与する等の職責を有する。国家工商行政管理総局の商標局は、商標登録出願を受理・審査し、商標登録を行う等の職責を有する。商標評審委員会は、登録商標の無効審判申立ての審理を行う等の職責を有する。以上は国家レベルの中央政府の部門であるが、特許権侵害者に対する行政摘発は各地方政府の知的財産権局が、また、商標権侵害者に対する行政摘発は各地方政府の市場監督管理局が担当する。

## III 特許・実用新案・意匠

知的財産権に関する法律の中でも、とくに特許法（中国語では「専利法」）は、その最も重要なものである。特許法は、発明、実用新案及び意匠の3つを対象としている。特許権（中国語では「専利権」）の客体には、発明、実用新案（中国語では「実用新型」）及び意匠（中国語では「外觀設計」）の3種類があり、これらをあわせて「発明創造」という。

特許法は、1984年に制定・公布され、1985年に施行された。その後、1992年に第一次改正が公布され、1993年に施行された。そして、中国は、WTO加盟のために、TRIPs協定との整合性をはかるべく、2000年に第二次改正を公布し、2001年に施行された。さらに、その後の実務運用を踏まえ、2008年に第三次改正が公布され、2009年に施行された。そして、2020年10月17日、第四次改正が公布され、2021年6月1日に施行された。

特許法に密接に関連する行政法規として、特許法実施細則がある。このほか、特許行政を担当する国家知的財産権局が、特許行政法律執行規則や特許審査指南等を制定・公布している。また、最高人民法院が、現在までに、いくつかの司法解釈<sup>5</sup>を制定・公布している。例えば、「特許権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」（2010年1月1日施行）等がある。

発明及び実用新案に特許権が付与されるためには、新規性、進歩性及び実用性が備わっていないと認められない。新規性に関連して、第三次改正前の特許法では、国内外での文献公知、国内での公知公用が新規性喪失事由となっていたのに対し、国外での（文献公知以外の）公知公用は新規性喪失事由とはされていなかった。このことから、外国では公知公用であり特許権を取得できないものが、中国では特許権を取得することができたため、特許権の冒認出願を防止できないという弊害が生じていた。そこで、第三次改正法は、国外での公知公用も新規性喪失事由になることとした。

中国の職務発明制度は、現在、最も法的トラブルが生じやすい分野であると思われる。中国の特許法によると、職務発明創造とは、①所属団体（中国語では「単位」）の任務を遂行し、又は②主として所属団体の物質的・技術的条件を利用して完成された発明創造をいう。職務発明創造につき特許を出願する権利は所属団体に帰属し、出願が認可された後は、当然に当該団体が特許権者となる。なお、中国と日本とでは、特許出願に関する権利の用語の意味・範囲が異なるので、注意が必要である（表1を参照）。

表1：中国と日本における特許出願に関する権利の用語の整理

	中国語（カッコ内は和訳）	日本語
出願前	申請専利的権利（特許を出願する権利）	特許を受ける権利
出願後	専利申請権（特許出願権）	

<sup>5</sup> 最高人民法院の公布する司法解釈は、実務上、きわめて重要な役割を果たしている。最高人民法院は、中国の裁判所システムの頂点に位置し、すべての下級人民法院の裁判活動に対して監督権を有する。最高人民法院の監督権の実効性の担保として、上訴を受ける権限を持つ以外に、法を解釈する権限を持っている。すなわち、中国では、最高人民法院が、「司法解釈」という規範を制定し、公布することができる。下級人民法院が裁判にあたり具体的な法的問題に遭遇したときは、すでに公布された司法解釈に従うか、最高人民法院の新たな司法解釈を向うことができる。このように、最高人民法院は、司法機関としての紛争解決機能だけにとどまらず、立法的な機能も有しているといえる。

権利付与後	専利権（特許権）	特許権
-------	----------	-----

特許法 15 条 1 項は、「特許権を付与された団体は、職務発明創造の発明者又は創作者に奨励を与えなければならない。発明創造特許の実施後は、その普及と応用の範囲及びその経済的効果と収益に応じて、発明者又は創作者に合理的な報酬を与える。」と規定している。そして、2010 年改正の特許法実施細則によると、発明者・創作者と所属団体との間で契約を締結したか、又は所属団体内部の規則制度により、奨励・報酬の基準が定められている場合はそれによるが、定められていない場合は、所属団体は特許法実施細則の定める最低基準以上の奨励・報酬（表 2 を参照）を発明者等に支給しなければならない。

**表 2：特許法実施細則が定める奨励・報酬の基準**

	発明	実用新案	意匠
77 条 1 項（奨励）	1 件 3,000 元以上	1 件 1,000 元以上	1 件 1,000 元以上
78 条前段（自己実施の場合の報酬）	毎年、営業利益の 2%以上（一括払いも可）	毎年、営業利益の 2%以上（一括払いも可）	毎年、営業利益の 0.2%以上（一括払いも可）
78 条後段（実施許諾した場合の報酬）	使用料の 10%以上	使用料の 10%以上	使用料の 10%以上

また、2015 年改正の科学技術成果転化促進法（2015 年 10 月 1 日施行）は、特許法実施細則よりもさらに高い基準（表 3 を参照）を定めている。

**表 3：2015 年改正の科学技術成果転化促進法が定める基準**

職務科学技術成果を他人に譲渡し、又は他人に実施許諾した場合	譲渡の純収入又は許諾の純収入の 50%以上
職務科学技術成果をもって評価出資する場合	持分又は出資の 50%以上
職務科学技術成果を自ら実施し、又は他人と協力して実施した場合	転化実施により操業に成功した後、連続して 3～5 年、毎年、当該科学技術成果の実施による営業利益の 5%以上

以上のような法令の規定に鑑みると、実務上、職務発明創造者に対する奨励と報酬に関する紛争を予防するために、中国に所在する企業（日本企業の中国現地法人等）としては、社内規則制度や、従業員との間の契約により、「職務発明者に対する奨励と報酬の基準」に関する制度を明確かつ合理的に定めておく必要がある。今後、中国の立法動向に十分注意しておく必要がある。

特許実施許諾には、①独占的実施許諾（許諾者が特許実施許諾の約定の範囲内において、1名のみ被許諾者に当該特許の実施を許諾し、これにより許諾者が当該特許を実施することができなくなる場合）、②排他的実施許諾（許諾者が特許実施許諾の約定の範囲内において、1名のみ被許諾者に当該特許の実施を許諾するが、許諾者も自ら当該特許を実施することができる場合）、③通常実施許諾（許諾者が特許実施許諾の約定の範囲内において、被許諾者に当該特許の実施を許諾するが、許諾者は他の者に実施を許諾することもでき、また、自ら当該特許を実施することもできる場合）がある。技術秘密・商標・著作権等、他の知的財産権の実施許諾についても、特許の実施許諾と同様に、3つの方式がある。

日本企業が中国企業との間で技術に関する契約（例えば、特許実施許諾契約や技術秘密実施許諾契約）を締結する場合、「技術輸出入管理条例」が適用されることに注意する必要がある。技術輸出入管理条例の適用対象となる「技術輸出入」とは、中国国外から国内、又は中国国内から国外へ、貿易、投資若しくは経済技術協力の方式により技術を移転する行為を意味する。技術輸出入管理条例は、①一定の技術の輸出入の禁止・制限、②技術輸出入契約の届出の義務付け、③技術供与者の保証責任、④技術輸入契約で不当な制限条項を定めることの禁止等を規定しており、実務上は極めて重要である。

発明又は実用新案の特許権の保護範囲については、その請求項（中国語では「権利要求」）の内容が基準となる。特許権侵害が成立するためには、特許権者以外の者の行為が、請求項の要件を文言上全て満たす必要があるのが原則である（文言侵害）。しかし、請求項の要件の些細な一部を少しだけ変更して、実質的にはほとんど同じような製品を製造等する行為は、文言侵害にはならなくても、一定の要件の下に、特許権侵害が成立すると解釈すべきであるという考え方（均等論。中国語では「等同原則」）が、中国においても認められている。即ち、発明又は実用新案の特許権の保護範囲には、請求項の必須の技術的特徴と同等の特徴（基本的に「同一の手段」・「同一の機能」・「同一の効果」を達成し、かつその分野の一般的な技術者が容易に想到することのできる特徴）により確定される範囲も含まれるとされている。実際にも、中国では、均等侵害が認められた判決が数多く存在する。

特許権者は特許権侵害者に対し、権利侵害行為の差止、損害の賠償を請求することができる。賠償額は、①権利者の被った損失、又は権利侵害者の得た利益、②特許の使用許諾料の倍数の順で確定される。故意に特許権を侵害し、状況が重大である場合、法院は、上述した方法に基づき確定した金額の1倍以上5倍以下の賠償額を確定することができる。上記①及び②の確定がいずれも難しい場合、法院は、特許権の種類、権利侵害行為の性質及び情況等の要素に基づき、3万元以上500万元以下の範囲内で賠償を確定することができる。

中国において、外資系企業が中国企業から特許権侵害で提訴され、巨額の損害賠償を命じられる判決が下され、注目を集めたことがあった。即ち、2007年9月29日、浙江省の温州市中級人民法院が、Schneider社の天津市所在の中国子会社に対し、部品に関する実用新案特許権侵害を理由に、3.3億人民元の損害賠償を命じる第一審判決を下し、控訴審において、半額で和解が成立したという事件があった。この事案において巨額の損害賠償が認められ

た要因は、損害賠償額の算定にあたり、被告製品全体に対する被侵害特許権の寄与度（貢献度）が考慮されていなかったことにあった。しかし、2010年1月1日に施行された「特許権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」という司法解釈により、「発明、実用新案特許権を侵害する製品が他の製品の部品である場合、人民法院は当該部品自体の価値及びその完成品利益の実現における作用等の要素に基づき、合理的に賠償金額を確定しなければならない」こととされた。この司法解釈が施行されてからは、不合理に高額な賠償金額の算定がなされる事例は生じていないようである。

#### IV 商標

知的財産権に関する法律の中でも、商標法は、その最も重要なものの1つであるといえる。なぜなら、商標法は、ビジネスの根幹・インフラを形成するものであり、とくに中国では従来から、模倣品や商標の冒認出願・抜け駆け登録の問題が大きな注目を集め、膨大な数の紛争が生じていたからである。

商標法は、1982年に制定・公布され、1983年に施行された。その後、1993年に第一次改正が公布され、1993年に施行された。そして、中国は、WTO加盟のために、TRIPs協定との整合性をはかるべく、2001年に第二次改正を公布し、2001年に施行した。さらに、その後の実務運用を踏まえ、2013年に第三次改正が公布され、2014年に施行された<sup>6</sup>。そして、2019年4月23日、第四次改正が公布され、2019年11月1日に施行された。

商標法に密接に関連する行政法規として、商標法実施条例がある。このほか、商標行政を担当する国家工商行政管理総局及びその商標局<sup>7</sup>が、商標法に関連する様々な部門規章やガイドライン等を制定・公布している。また、最高人民法院が、現在までに、いくつかの司法解釈を制定・公布している。

第三次改正前の商標法では、商標登録の対象は、文字・図形・色彩の組み合わせ等の視覚的標章に限定されていたが、第三次改正により、音声商標が認められるようになった。

商標は、識別力のあるものでなければならない。①商品の通用名称、図形、型番のみを有する標章、②単に商品の品質、主要原料、効能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接に表示しただけの標章、③その他顕著な特徴を欠く標章は、原則として、商標として登録することはできない。但し、当該標章が、使用により顕著な特徴を取得し、且つ識別が容易になったときは、商標として登録することができる。

生産経営活動において用いる商品又は役務に対して商標専用権を取得する必要がある場合には、商標局に商標登録の出願を行い、登録しておく必要がある。「商標専用権」の内容

<sup>6</sup> 第三次改正後の商標法の和訳及び日本語による解説としては、遠藤誠著『中国商標法逐条解説』（日本機械輸出組合、2015年）がある。

<sup>7</sup> 商標局が管理するウェブサイト「中国商標網」（<http://sbj.cnipa.gov.cn/sbcx/>）において、日本から誰でも無料で、中国における商標出願・登録状況を調査・検索することができる。但し、システムが不安定であるためか、アクセス不能となることが少なくない。

には、①専有使用权（自己の登録商標を排他的に独占使用することができる権利）、②収益権（商標を第三者に許諾することによりロイヤルティを取得することができる権利）、及び③処分権（商標を第三者に譲渡、出資又は質入れすることができる権利）がある。

中国の商標法においては、原則として、登録商標（商標局の審査確認を経て登録された商標）のみが、商標専用権の保護を受けることができる。しかし、商標法は、この原則を修正し、中国で未登録の商標であっても、それが「馳名商標」（中国全土において関連公衆に熟知されている商標）<sup>8</sup>であって、混同を容易に生じさせるときは、第三者の商標登録を認めず、使用を禁止することとしている。また、すでに中国で登録されている商標が馳名商標であって、公衆を誤導し、当該馳名商標の登録者の利益に損害を与える可能性があるときは、同一又は類似でない商品・役務においても、第三者の商標登録を認めず、使用を禁止することとしている。馳名商標の認定は、個別の紛争案件ごとに、権利者の請求に基づいて行われることになっており、その認定の効果は、当該紛争案件のみに限定される（個別認定・受動認定の原則）。ところが、近時、中国では、①馳名商標の認定が濫発されていること（中国で「馳名」とはいえない商標であっても、實際上、馳名商標の認定を受けていることが少なくない。また、とくに地方政府が、地元企業の「馳名商標」認定の取得を奨励してきたという事情もある）、及び②馳名商標の認定を受けたことが、商品や包装・容器に表示されたり、広告宣伝等に利用されたりしていること（本来、馳名商標の認定は個別の紛争案件ごとに判断されるものであり、その効果も当該紛争案件のみに限定されるにもかかわらず、商品、包装・容器、広告宣伝等一般に利用されることは制度の趣旨を逸脱している）、という問題が指摘されてきた。そこで、第三次改正商標法は、上記①の「馳名商標の認定の濫発」の問題に対処するため、商標局、商標評審委員会、最高人民法院の指定する人民法院のみが馳名商標の認定を行う（それら以外の機関は認定できない）こととした。また、上記②の「商品、包装・容器、広告宣伝等への利用」の問題に対処するため、商品、包装・容器、広告宣伝等において「馳名商標」と表示することを禁止するとともに、違反した場合には、是正命令、10万元の過料に処することとした。

商標登録出願について、第三次改正前の商標法では、一出願一区分制が採られていた。しかし、第三次改正商標法は、国際的趨勢に合わせ、一出願多区分制（中国語では「一標多類」）を導入した。これにより、多数の区分にわたる商品・役務を指定して1件の商標登録出願を行うことが可能となった。

---

<sup>8</sup> 中国語では、「馳名商標」、「著名商標」及び「知名商品」という3つの概念がある。中国語の「馳名商標」とは、本文に述べたとおり、中国全土において関連公衆に熟知されている商標をいう。これに対し、地方性法規には、しばしば、「著名商標」という中国語が使用されるが、これは中国の一地方において広く認識されている場合をいう。また、「知名商品」という中国語もある（「商標」ではなく「商品」となっていることに注意）。これは、中国の不正競争防止法（中国語では「反不正当竞争法」）5条2号に用いられている概念であり、市場においてある程度の知名度を持ち、関連公衆に知られている商品を指す。これら3つの概念は、混同しないように、明確に区別して用いる必要がある。

中国の商標法は、「先願主義」（複数の商標登録出願人が、同一商品又は類似商品について、同一又は類似の商標登録出願をしたときは、先に商標登録出願した者に商標登録を認める主義）を採用している。

ある特定の商標が中国でいまだ出願・登録されていないことを奇貨として、第三者が先に当該商標を出願・登録することを、「冒認出願」又は「抜け駆け登録」という。実際、日本企業のブランド（例えば、「無印良品」）が中国で第三者により冒認出願・抜け駆け登録されるケースが跡を絶たない。冒認出願・抜け駆け登録に対抗する際の最も基本的な根拠規定である商標法 32 条は、「商標登録出願は、他人が現に有する先行権利（中国語では「現有的在先権利」）を侵害してはならず、他人が既に使用し、且つ一定の影響力を有する商標を不正な手段により抜け駆け登録（中国語では「抢先注册」）してはならない。」と規定している。前段と後段は、それぞれ独立して、冒認出願・抜け駆け登録に対抗する際の根拠規定となり得る。冒認出願・抜け駆け登録に対しては、上記の 32 条のほかにも、様々な条文が根拠規定になり得る。とくに商標法の第四次改正では、悪意のある商標登録出願行為に対する規制の強化が目指されています。簡単にあきらめずに、具体的事案に応じてよく検討することが肝要である<sup>9</sup>。なお、登録商標に対する無効審判申立ては、原則として、商標の登録日から 5 年以内に、商標評審委員会に行わなければならないので、期限を徒過しないよう注意を要する。

登録商標の有効期間は 10 年であるが、10 年ごとの更新を続ける限り、半永久的に商標登録を存続させることができる。

登録商標が正当な理由なく 3 年連続して不使用である場合は、誰でも商標局に当該登録商標の取消を申請することができる。ここに「商標の使用」とは、商標を商品、商品包装又は容器及び商品取引文書に用い、又は商標を広告宣伝、展示及びその他の商業活動で用い、商品の出所の識別に用いる行為をいう。

登録商標専用権者は権利侵害者に対し、権利侵害行為の差止、損害の賠償を請求することができる。賠償額は、①権利者の被った損失、②権利侵害者の得た利益、③商標の使用許諾料の倍数の順で確定される。悪意の商標専用権侵害に対しては、情状が重いときは、上記①～③の方法に基づき確定した金額の 1 倍以上 5 倍以下で賠償金額を確定することができる。上記①～③のいずれも確定が難しい場合、法院は、権利侵害行為の状況に基づき、500 万円以下の賠償を命じることができる。

## V 著作権

中国の著作権法は、1990 年に制定・公布され、1991 年に施行された。そして、中国は、

---

<sup>9</sup> 商標の冒認出願・抜け駆け登録に対抗するための方策についての解説としては、遠藤誠ほか著『中国商標権冒認出願対策マニュアル』（ジェトロ北京センター知的財産権部のウェブサイトに掲載）がある。

WTO 加盟のために、TRIPs 協定との整合性をはかるべく、2001 年に第一次改正が公布・施行された。さらに、その後の実務運用を踏まえ、2010 年に第二次改正が公布・施行された。そして、2020 年 11 月 11 日、第三次改正が公布され、2021 年 6 月 1 日に施行された。

著作権法に関連する行政法規として、著作権法実施条例、情報ネットワーク伝達権保護条例、コンピュータ・ソフトウェア保護条例がある。このほか、著作権行政を担当する国家版權局が、著作権法に関連する様々な部門規章等を制定・公布している。また、最高人民法院が、現在までに、いくつかの司法解釈を制定・公布している。

著作権の客体は、「著作物」である。著作権法によると、著作物とは、文学、芸術及び科学の分野において独創性を有し、かつある種の有形的な形式で複製できる知的成果をいう。著作物には、①文字の著作物、②口述の著作物、③音楽、演劇、演芸、伝統歌謡、講談等の語り及び歌唱を主要な形式として演じられる著作物、舞踊、雑技芸術の著作物、④美術、建築の著作物、⑤写真の著作物、⑥映画の著作物及び映画制作に類似した方法で創作された著作物、⑦工事設計図、製品設計図、地図、見取図等の図形の著作物及び模型の著作物、⑧コンピュータ・ソフトウェア等が含まれる。この他、著作権法は、内容の選択又は配列に独創性が表現されているデータ又はその他の資料の編集著作物を、著作権法の保護の客体としている。著作権法の保護を受ける著作物には、各種著作物のデジタル化された形式が含まれる。

著作権は、著作物の創作が完成した日より発生する。著作権法の規定によれば、著作権の取得は登録を要件としていない（無方式主義）。このため、著作権の取得は登録申請等の手続を経る必要がない。著作権には人格権及び財産権があり、著作隣接権も認められている。

著作権法によると、職務著作物の著作者に対する報奨の付与は、義務ではなく、任意とされている。

## VI 営業秘密

中国の不正競争防止法（中国語では「反不正当竞争法」）は、知的財産法の一部を形成している。2019 年 4 月 23 日、不正競争防止法の改正が公布され、2019 年 4 月 23 日に施行された。

営業秘密の保護については、不正競争防止法 9 条に規定がある。また、刑法 219 条は、営業秘密侵害罪について規定している。

不正競争防止法 9 条 3 項によると、営業秘密とは、公知ではなく、商業的価値を有し、且つ権利者が相応の秘密保持措置を講じた技術情報、経営情報等の商業情報をいう。また、営業秘密侵害行為とは、①窃盗、賄賂、詐欺、脅迫、電子的侵入、又はその他の不当な手段によって、権利者の営業秘密を取得すること、②上記①の手段によって取得した権利者の営業秘密を開示し、使用し、又は他人に使用を許諾すること、③秘密保持義務に違反し、又は権利者の営業秘密の保持に関する要求に違反し、それが保持する営業秘密を開示し、使用し、

又は他人に使用を許諾すること、④秘密保持義務、又は権利者の営業秘密保持に関する要求に違反するよう他人を教唆、誘導、幫助し、権利者の営業秘密を取得し、開示し、使用し、又は他人に使用を許諾することである。

営業秘密侵害行為者に対しては、侵害行為の差止、損害の賠償を請求することができる。賠償額は、①権利者の被った損失、②権利侵害者の得た利益の順で確定される。悪意の営業秘密侵害に対しては、情状が重いときは、上記①・②の方法に基づき確定した金額の1倍以上5倍以下で賠償金額を確定することができる。上記①・②のいずれも確定が難しい場合、法院は、権利侵害行為の状況に基づき、500万円以下の賠償を命じることができる。

## Ⅶ エンフォースメント

中国では、知的財産権侵害紛争の処理方式として、大きく分けて、①行政的手段、②民事的手段及び③刑事的手段の3種類の措置を採用している（一般に、行政的手段と民事的手段による知的財産権保護制度を、「双軌制」という）。これら3種類の措置にはそれぞれ特徴があるが、どれを、どのように組み合わせて選択すれば知的財産権侵害対策として最も効果的となるかは、個別事案ごとに考える必要がある。本稿では、主に民事的手段について説明する。

中国の司法制度を担う裁判機関として、「人民法院」がある。人民法院を段階別に分けると、最高人民法院、高級人民法院、中級人民法院、基層人民法院の4段階がある。中国では二審制が採用されており、原則として、知的財産権関連訴訟の第一審は中級人民法院、第二審は高級人民法院が管轄権を有する。但し、全人代常務委員会による「特許等事件の訴訟手続の若干問題に関する決定」（2018年10月26日公布、2019年1月1日施行）及び最高人民法院による「知的財産権廷の若干問題に関する規定」（2018年12月27日公布、2019年1月1日施行）により、下記の知的財産権に関する民事訴訟と行政訴訟のいずれの場合も、上訴審（第二審）は、（高級人民法院ではなく、）最高人民法院の知的財産権廷が管轄することとなった。

（ア）発明特許・実用新案特許・植物新品種・集積回路配置設計・技術秘密・ソフトウェア・独占等の専門技術性が比較的高い知的財産権民事事件

（イ）特許（専利）・植物新品種・集積回路配置設計・技術秘密・ソフトウェア、独占等の専門技術性が比較的高い知的財産権行政事件

意匠特許は、（ア）には含まれていないが、（イ）には含まれていることに注意されたい。意匠特許権侵害訴訟の第二審は、従来どおり高級人民法院が管轄する。

知的財産権侵害訴訟は、侵害行為地又は被告住所地の人民法院が管轄する。同一の訴訟の複数の被告の住所地が2つ以上の人民法院の管轄区にある場合は、それら各人民法院が全て管轄権を有する。そこで、侵害者が複数存在し、2つ以上の人民法院の管轄区があるような場合には、最も有利そうな人民法院を選んでそれら複数の侵害者を共同被告として訴えることが考えられる。

民事訴訟法によると、民事訴訟の第一審手続は、原則として、事件立件日から6ヶ月以内に結審しなければならない。また、第一審判決に対する上訴事件は、原則として、事件立件日から3ヶ月以内に結審しなければならない。当事者の一方が外国人である等の涉外民事案件の場合、上記の期間制限は適用されないが、事実上、裁判官は、涉外民事案件においても上記の期間制限を遵守しようとするのが通常である。

## VIII おわりに

以上、中国の知的財産法制度の概要を紹介したが、中国の知的財産法は、法律法規の改正が多いほか、中国政府の経済政策と密接に関連していることから、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。しかし、中国は、今や、特許・商標の出願件数、知的財産権侵害訴訟件数等で米国を追い抜き、世界一となっている。近時、一部の中国企業は技術力を著しく向上させており、中国政府も、中国におけるイノベーションを促進しようとする「自主創新政策」を推進するため、知的財産権の保護を強化する傾向にある。日本企業及びその中国子会社にとっては、日本よりも中国で知的財産権紛争に巻き込まれる可能性の方がはるかに高いという状況になっている。さらに、中国で製造された知的財産権侵害物品が、外国に大量に輸出されているという状況もある。このように考えると、日本企業としては、今後も、中国の知的財産法の動向について引き続き注視していく必要があるだろう。

※ 初出：『特許ニュース No.14082』（経済産業調査会、2015年、原題は「世界の知的財産法 第6回 中国」）。最終修正：2021年6月1日。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。